

再生可能エネルギー発電設備からの 電力受給契約要綱

令和元年 5 月 1 日 実施



四国電力株式会社



再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	4

II 契約の申込み

5 受給契約の申込みと成立	5
6 契 約 期 間	5
7 受給契約の単位	5
8 電気方式, 周波数等	5
9 受 給 開 始 日	6
10 承 諾 の 限 界	6
11 受給契約書の作成	6

III 料金の算定および支払い

12 料金の適用開始の時期	7
13 料金の算定期間	7
14 電力量の計量等	7
15 料 金 の 算 定	7
16 料金の支払い	8

IV 電 力 受 給

17 適正契約の保持	9
18 発電場所への立入りによる業務の実施	9
19 電 力 受 給	9
20 発 電 抑 制	9
21 電力受給の中止または制限	9
22 損 害 賠 償	10

V 受給契約の変更および終了	
23 発電設備の変更	11
24 名義の変更	11
25 受給契約の廃止または解約等	11
VI 工事費の負担	
26 工事費負担金	12
27 電力量計等の取付け	12
VII 系統連系の要件等	
28 発電者による技術基準等の遵守等	13
VIII その他	
29 認定手続き	14
30 受給契約に関する情報の取扱い	14
31 発電計画等の提出	14
32 非化石価値等の帰属	14
33 その他	15
附 則	16

I 総 則

1 適 用

(1) この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱(以下「本要綱」といいます。)は、発電者が、当社の保有する電力系統に再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」といいます。)等を接続する場合の契約(以下「接続契約」といいます。),および当該再エネ発電設備等を用いて自ら消費する電力を除いた電力(当該再エネ発電設備等から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。)を当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約(以下「特定契約等」といい、接続契約と特定契約等をあわせて「受給契約」といいます。)の料金その他の受給条件等を定めたものであり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(その他関係法令を含み、以下「再エネ法」といいます。)にもとづく受給契約(以下「再エネ法にもとづく契約」といいます。)の場合においては、特定契約等の成立が、平成29年3月31日以前であるものに適用いたします。

(2) 本要綱は、次の地域に適用します。

徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。),愛媛県(一部を除きます。)

2 要綱の変更

当社は、再エネ法の改正その他の事情により、本要綱を変更することがあります。この場合、本要綱に定める事項はすべて変更後の要綱によるものといたします。

なお、この場合、当社は、本要綱の変更について、当社ホームページ上にてお知らせする等の適切な方法により、発電者にお知らせいたします。

3 定 義

次の言葉は、本要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 再エネ発電設備

再エネ法第2条第4項に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその付属設備をいいます。

(2) 発 電 設 備

再エネ発電設備等および併設発電設備をいいます。

(3) 併設発電設備

再エネ発電設備以外の発電設備および蓄電池ならびにこれらに付随する機器等をいいます。

(4) 発 電 者

本要綱にもとづいて当社と受給契約を締結する者をいいます。

(5) 発 電 場 所

発電者が、電力受給にかかる再生可能エネルギー電気を発電する場所をいい、当社が定めた託送供給等約款（以下、当社が定めた託送供給等約款以外の供給条件等とあわせて「託送約款等」といいます。）における発電場所にかかる規定に準ずるものといたします。

(6) 需 給 契 約

当社が定めた電気供給約款、選択約款または低圧電気供給条件等にもとづき、当社が、発電場所において発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるものに電気を供給するための契約、もしくは、託送約款等にもとづき、当社以外の者が、発電場所において発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるものに電気を供給するための契約をいいます。

(7) 需 要 場 所

需給契約における需要場所をいいます。

(8) 系 統 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(9) 解 列

発電者の発電設備を当社の電力系統から電氣的に切り離すことおよび電氣的に切り離している状態をいいます。

(10) 受 電 地 点

当社が、電力受給にかかる受給電力を発電者から受電する地点をいい、託送約款等における受電地点にかかる規定に準ずるものといたします。

(11) 受 給 電 力

系統連系した発電者の再エネ発電設備等から発生する電力のうち、需要場所における使用電力を除いた電力をいいます。

(12) 電 力 受 給

本要綱にもとづき、発電者が当社に受給電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(13) 電 力 量 計 等

14（電力量の計量等）において使用する電力量計およびその他計量に必要な付属装置の総称をいいます。

(14) バイオマス比率

受給電力量のうちバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいいます。

(15) 最大受電電力

受給電力の最大値（ワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(16) 発 電 出 力

発電設備の定格発電出力（太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワ

ーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。)をいいます。

(17) 年 度

4月1日から翌年の3月31日までをいいます。

(18) 非化石価値等

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいいます。

(19) 反社会的勢力

暴力団等および暴力団等と関係を有する者で、次の者をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じといたします。）

ロ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じといたします。）または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

ト 特殊知能暴力集団等

チ その他イからトまでに準ずる者

リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(20) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用して行なう次の行為をいいます。

イ 暴力的な要求行為

- ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- ホ その他上記イからニまでに準ずる行為

4 単位および端数処理

本要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) バイオマス比率の単位は、0.001パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位で四捨五入いたします。

II 契約の申込み

5 受給契約の申込みと成立

(1) 発電者が新たに当社との受給契約を希望される場合は、あらかじめ本要綱および託送約款等における発電者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって受給契約の申込みをしていただきます。

設置場所、認定の通知書（再エネ法にもとづく契約の場合）、再エネ発電設備等の出力値、併設発電設備の有無、配線形態、受給開始希望日、料金の振込先口座、その他必要事項

(2) 接続契約は、当社が接続契約の申込みを承諾したときに、特定契約等は、当社が特定契約等の申込みを承諾したときに、それぞれ成立いたします。なお、再エネ法にもとづく契約の申込みである場合、当社は特定契約等の成立前に認定の通知書の内容を確認いたします。

6 契約期間

(1) 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の3月31日までといたします。

(2) 契約期間満了の1月前までに、発電者または当社から異議がない場合は、受給契約は、契約期間満了の日の翌日から更に1年間延長することとし、以後これにならうものといたします。

(3) 契約期間満了前であっても附則6（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には、料金の適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものといたします。なお、当社は、契約期間満了の日に先立って、発電者に契約期間満了後の料金単価を通知します。この場合で、発電者または当社から別段の意思表示がないときは、受給契約は、契約期間満了の日の翌日からその翌日が属する年度の末日まで継続されるものとし、以降は1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(4) (1)から(3)にかかわらず、需給契約の廃止または解約に該当した場合は、本要綱による受給契約も同時に消滅するものといたします。

7 受給契約の単位

当社は、1需要場所につき、1受給契約を締結いたします。

8 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、需給契約と同一といたします。

9 受給開始日

- (1) 当社は、5（受給契約の申込みと成立）(3)における技術検討後、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を定め、受給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を受給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉その他やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電気を受給できないことが明らかになった場合には、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めます。
- (3) 発電者または当社は、受給開始日を変更する必要がある場合、原則として、受給開始日より前に相手方に通知したうえで、協議によりこれを変更することができるものといたします。この場合、発電者および当社は、合理的な理由なく当該変更を拒絶、留保または遅延しないものといたしますが、相手方に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものといたします。

10 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社の供給に係る設備または発電設備の状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

11 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、受給契約に関する必要な事項について、当社所定の様式により、受給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

12 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始日から適用いたします。

13 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、受給契約を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) (1)に定めのない事項については、託送約款等における料金の算定期間にかかる規定に準ずるものといたします。

14 電力量の計量等

- (1) 発電者が当社に供給する電力量（以下「受給電力量」といいます。）は、受給地点に設置した電力量計等の読みにより算定するものとし、その算定方法は託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 電力量計の検針は、原則として、託送約款等に定める検針日または発電者の属する検針区域の検針日（以下「検針日」といいます。）と同じ日に当社が行ない、受給電力量を発電者に通知するものといたします。また、発電者はその内容を確認するものといたします。
- (3) 電力量計等に故障等が生じた場合、その期間中の受給電力量は、託送約款等に定めるところにより、その都度発電者および当社間で協議して決定するものといたします。
- (4) 発電者が不在等のため検針できなかった場合の受給電力量は、託送約款等の定めにもとづき算定するものといたします。
- (5) (1)から(4)に定めのない事項については、託送約款等における電力および電力量の算定、検針日および計量にかかる規定に準ずるものといたします。

15 料金の算定

- (1) 料金は、料金の算定期間を「1月」として、その1月の受給電力量に次の受給電力量単価を乗じて得た金額といたします。

イ 再エネ法にもとづく契約については、再エネ発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の認定等の内容により、再エネ法にもとづき適用される調達価格といたします。ただし、再エネ発電設備がバイオマスを変換するものである場合で、受給電力量のうちバイオマスを変換して得られる電気以外の電気に適用する受給電力量単価は、当社が別に定めるものといたします。

なお、本事業計画にかかる再エネ法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、発電設備に適用される調達価格が変更された場合、またはその他再エネ法の規定により、発電設備に適用される調達価格が変更された

場合については、当該変更後の調達価格といたします。

また、再エネ法第3条第10項にもとづき調達価格が改定された場合、受給電力量単価を変更いたします。この場合、その変更の実施時期以降の受給電力量単価は、当該変更後の調達価格といたします。

ロ イ以外の契約については、当社が別に定めるものとし、当社ホームページ上にてお知らせする等の適切な方法により、発電者にお知らせいたします。なお、この受給電力量単価には非化石価値等を含むものといたします。

また、当社は需給状況その他の事情により、受給電力量単価を変更する場合があります。この場合には、変更に先立ち、変更後の受給電力量単価および適用開始時期を当社ホームページ上にてお知らせする等の適切な方法により、発電者にお知らせいたします。

(2) (1)イおよびロにおいて、再エネ発電設備等がバイオマスを電気に変換するものである場合、当社は、発電者に対し、必要に応じて、料金の算定期間におけるバイオマス比率を算出のうえ、当社が定めた毎月一定の期日までに報告することを求めるものといたします。なお、その場合、発電者は当社の求めに応じて報告を行うものといたします。

16 料金の支払い

(1) 当社は、特別の事情がない限り、15（料金の算定）により算定された料金の請求を発電者から受けたものとみなして、料金を検針日の翌日から起算して20日目までに発電者が指定する金融機関の口座に振込むものといたします。ただし、当該日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、その翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(2) 発電者は、料金の振込み先金融機関口座を新たに指定する場合または既に指定している振込み先金融機関口座を変更する場合には、あらかじめ当社所定の様式にて申込みを行なっていただきます。

(3) 当社および発電者は、次のいずれかに該当する場合には、その原因を問わず、料金を以下のとおり精算します。

イ 15（料金の算定）(1)により適用される受給電力量単価の誤りが判明した場合、発電者または当社は、その料金の差額を支払うものといたします。

ロ 本事業計画の認定がその効力を失ったにもかかわらず、15（料金の算定）(1)による受給電力量単価を適用していた場合、発電者は、本事業計画の認定がその効力を失った日以降の料金の全額を当社に返還するものといたします。

IV 電力受給

17 適正契約の保持

当社が、発電設備が受給契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、発電者は、当社の求めに応じ、すみやかに受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行うものいたします。

18 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備または契約場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 28（発電者による技術基準等の遵守等）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要、発電者の電気工作物の確認または検査
- (4) 25（受給契約の廃止または解約等）により必要な処置
- (5) その他本要綱によって、受給契約の成立、変更もしくは消滅等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

19 電力受給

発電者は、20（発電抑制）または21（電力受給の中止または制限）に該当する場合を除き、電力受給できるものいたします。

20 発電抑制

- (1) 発電設備からの電力受給状況および電気の需給状況等により、当社の電力系統の電圧が上昇した場合等には、発電者の発電設備が電圧上昇制御機能等の動作により発電を自動的に抑制することがあります。
- (2) (1)が発生した場合、発電者の要望により、新たに当社の供給に係る設備を施設または変更するときは、当社は26（工事費負担金）に従い、発電者からその工事費の全額を申し受けます。
- (3) (2)にかかわらず、発電設備からの電力受給状況および電気の需給状況等の変化により、再度抑制が発生することがあります。この場合、当社は(2)で申し受けた工事費負担金はお返しいたしません。

21 電力受給の中止または制限

- (1) 発電者および当社は、次の場合、電力受給の中止または制限を行なうものいたします。

イ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

- ロ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ 電気の需給上または保安上必要がある場合
 - ホ 発電者が 28（発電者による技術基準等の遵守等）における遵守事項を守らない場合
 - ヘ 需給契約にもとづき当社からの供給の停止の措置がとられる場合
- (2) 発電者は，当社からの求めに応じ，電力受給を中止または制限するために必要な機器の設置，費用の負担その他必要な措置を講じるものといたします。

22 損害賠償

- (1) 9（受給開始日）(2)によって受給開始日を変更した場合，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 20（発電抑制），21（電力受給の中止または制限）または 25（受給契約の廃止または解約等）が発生した場合，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ただし，再エネ法にもとづく契約で，21（電力受給の中止または制限）によって発電者の電力受給を中止し，または制限したことにより，発電者に損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「再エネ法施行規則」といいます。）第 14 条第 1 項第 8 号トにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）が発生した場合は，発電者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再エネ法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号トに定める額を限度として，補償するものといたします。
- (3) 発電者および当社は，本要綱による電力受給に伴い，相手方または第三者に対し，自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は，賠償の責めを負うものといたします。

V 受給契約の変更および終了

23 発電設備の変更

発電者が、再エネ発電設備等を変更される場合、併設発電設備を新たに設置もしくは変更される場合、または配線形態を変更される場合は、5(受給契約の申込みと成立)に準じてあらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

24 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで電力受給を行なっていた発電者の受給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、あらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

25 受給契約の廃止または解約等

- (1) 発電者が受給契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 本要綱に定める事項に違反した発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、契約期間中においても、発電者に通知のうえ、受給契約を解約できるものといたします。この場合、発電者の責任と負担において、ただちに発電設備を当社系統から解列し、系統連系および電力受給ができないよう措置していただきます。
- (3) 再エネ法にもとづく契約で、本事業計画の認定の効力が失われた場合には、当社は、受給契約を解約、または5(受給契約の申込みと成立)に定める発電者からの受給契約の申込みを無効とすることがあります。

VI 工事費の負担

26 工事費負担金

- (1) 発電者の発電設備を系統連系するにあたり、当社の供給に係る設備を新たに施設する場合または当社の供給に係る設備の変更が必要となる場合、当社は必要な工事費に消費税等相当額を加算した金額を工事費負担金として発電者から工事着手前に申し受けます。
- (2) 発電者が新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合等で、これに伴い、当社が、受給電力を計量することを主たる目的として電力量計等を取り付けるときには、当社は、受給電力の計量によって必要となる工事費を工事費負担金として発電者から工事着手前に申し受けます。
- (3) 発電者は、当社が別途定める期日までに工事費負担金を支払うものいたします。
- (4) 当社は、工事費負担金の入金確認後に工事を実施いたします。
- (5) 当社は、設計変更その他の事情により工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに工事費負担金を精算するものいたします。

27 電力量計等の取付け

- (1) 電力量計等については、原則として、当社の所有とし、当社が受給地点に施設するものいたします。
- (2) 電力量計等の計量法にもとづく検定有効期間の管理および検定有効期限内での取替えは、原則として、当社が行なうものいたします。なお、この場合、当社は低圧で連系するときを除き、実費を発電者から申し受けます。
- (3) 電力量計等の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、発電者と当社との協議によって定めます。
- (4) 電力量計等の取付場所は、発電者から無償で提供していただきます。

VII 系統連系の要件等

28 発電者による技術基準等の遵守等

発電者は、再エネ発電設備等を系統連系するにあたり、託送約款等および法令で定める技術基準その他を遵守するものといたします。

Ⅷ そ の 他

29 認定手続き

- (1) 再エネ法にもとづく契約について、発電者は、5（受給契約の申込みと成立）、23（発電設備の変更）または25（受給契約の廃止または解約等）にあたり、再エネ発電設備等を新たに取得もしくは内容の変更または撤去する場合は、認定に関する手続きを行なうものいたします。
- (2) 再エネ法にもとづく契約について、当社は、発電者が認定手続きを行なった内容について、国の認定システム等の確認および更新をする場合があります。
- (3) 再エネ法にもとづく契約以外の契約について、当社は、必要に応じて、非化石価値等に関する認定の実施を求めるものとし、その場合、発電者は当社の求めに応じて認定手続きを実施するものいたします。なお、当社が必要と判断する場合には、発電者に代わり当社が非化石価値等に関する認定の手続きをすることができるものいたします。

30 受給契約に関する情報の取扱い

- (1) 当社は、再エネ法にもとづく契約について、認定を受けた再エネ発電設備からの受給電力量および発電者に支払った料金等について、国が指定する費用負担調整機関に必要な届出を行なうものいたします。
- (2) 発電者が当社との受給契約を廃止し、新たに当社以外の電気事業者と受給契約を締結する場合、当社は、受給契約に関する情報のうち、発電者と当該電気事業者の受給契約手続きに必要な情報に限り、当該電気事業者に対して情報提供を行なうことができるものいたします。

31 発電計画等の提出

- (1) 当社と受給契約を締結する再エネ発電設備等は、原則として、託送約款等の定めにもとづき当社が設定する発電バランスグループに属するものいたします。
- (2) 当社は、発電バランスグループの計画作成に必要な発電設備の発電計画、発電記録、点検記録等の提出を発電者に依頼することがあります。この場合、発電者は、可能な限り協力するものいたします。

32 非化石価値等の帰属

- (1) 再エネ法にもとづく契約以外の契約の非化石価値等については、全て当社に帰属するものいたします。
- (2) 再エネ法にもとづく契約の受給電力は、当社がエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律における非化石電源に係る電気として利用するものとし、発電者は当社に対しこれに必要な協力をするものいたします。

33 そ の 他

本要綱に定めのない事項または本要綱によりがたい事項が発生した場合は、本要綱、託送約款等および再エネ法等の趣旨に則り、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

1 本要綱の実施期日

本要綱は、令和元年5月1日から実施するものといたします。

2 本要綱の実施にともなう切替措置

当社は、本要綱実施の際現に当社と「太陽光発電設備の系統連系および電力受給に関する契約要綱[低圧受給]」（平成29年4月1日実施）（以下「旧要綱」といいます。）にもとづき受給契約を締結している発電者および受給契約の申込みを行なっている発電者に対して、本要綱を令和元年5月1日から適用することといたします。

3 計量装置の取扱いに関する経過措置

平成28年3月31日までに受給契約の申込みが行なわれている場合は、27（電力量計等の取付け）の規定は適用しないものとし、発電者が施設した電力量計等が、平成28年4月以降に検定有効期限を迎えるまでに、当社が所有および管理補修する電力量計等に取り替えるものといたします。

4 出力制御対応機器の設置に関する経過措置

- (1) 再エネ法にもとづく契約の場合であって、発電出力が10キロワット以上の場合で、平成26年12月2日までに受給契約の申込みが行なわれているときは、21（電力受給の中止または制限）(2)の規定は適用いたしません。ただし、当該受給契約に関して平成26年12月3日以降に発電設備等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。
- (2) 再エネ法にもとづく契約の場合であって、発電出力が10キロワット未満の場合で、平成27年3月31日までに受給契約の申込みが行なわれているときは、21（電力受給の中止または制限）(2)の規定は適用いたしません。ただし、当該受給契約に関して平成27年4月1日以降に発電設備等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。

5 損害賠償等についての特別措置

- (1) 発電出力が10キロワット以上の場合で、平成26年12月2日までに受給契約の申込みが行なわれているときは、22（損害賠償）(2)に規定する再エネ法施行規則第14条第1項第8号トを、再エネ法施行規則（平成26年4月1日以降の改正を含まず、以下「旧施行規則」といいます。）第6条第1項第3号ニに読み替えるものといたします。ただし、当該受給契約に関して平成26年12月3日以降に発電設備等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。
- (2) 発電出力が10キロワット未満の場合で、平成27年3月31日までに受給契約の申込みが行なわれているときは、22（損害賠償）(2)に規定する再エネ法施行規則第14条第1項第8号トを、旧施行規則第6条第1項第3号ニ

に読み替えるものといたします。ただし、当該受給契約に関して平成 27 年 4 月 1 日以降に発電設備等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。

6 再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間

再エネ法にもとづく契約の料金の適用期間は、本事業計画の認定等の内容により、再エネ法にもとづき適用される調達期間といたします。